

議案第 1 1 号

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年愛西市条例第 9 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、指定管理者制度を導入して愛西市文化会館を管理するため、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成23年愛西市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理を行わせることができる。
- 3 指定管理者は、次に掲げる基準により、会館の管理を行わなければならない。
 - (1) 関係法令並びに条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定を遵守し、誠実に会館の管理を行うこと。
 - (2) 会館を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

第5条を次のように改める。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 前条第2項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 次条第1項の規定により会館の利用を許可すること。
- (2) 次条第2項の規定により同条第1項の許可に条件を付すること。
- (3) 第8条の規定により特別の設備をし、又は設備を変更することを許可すること。
- (4) 第9条第1項の規定により会館の利用に係る指示をすること。
- (5) 第10条第1項の規定により第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。
- (6) 会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
第6条第1項中「し、又は取り消しを」を削り、「同様」を「、同様」に改める。

第7条中「会館の利用を許可」を「前条第1項の許可を」に改める。

第9条第1項中「これに基づく規則」を「この条例に基づく教育委員会規則」に、「、許可」を「許可」に改め、同条第2項中「許可」を「第6条第1項の許可」に改める。

第10条第1項中「及び」を「、若しくは」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の中止によって利用者に生じた損害については、市は、その責を負わないものとする。

第15条を第16条とする。

第14条中「利用者が」を「利用者は、」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合においては、第6条第1項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、第11条第1項の規定は、適用しない。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める使用料の額を基準額とし、当該基準額の範囲内において指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公告しなければならない。

6 第11条第2項、第12条及び前条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第11条第2項ただし書及び前条ただし書中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 次条第2項の規定により同条第1項の許可に条件を付すること。

(3) 第8条の規定により特別の設備をし、又は設備を変更することを許可すること。

(4) 第9条第1項の規定により会館の利用に係る指示をすること。

(5) 第10条第1項の規定により第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずること。

(6) 会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用の許可)

第6条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 略

(利用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

(1)～(4) 略

(利用者の義務)

第9条 利用者は、会館の使用に際しては、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに第6条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に

(利用の許可)

第6条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更し、又は取り消しをしようとするときも同様とする。

2 略

(利用許可の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しない。

(1)～(4) 略

(利用者の義務)

第9条 使用者は、会館の使用に際しては、この条例及びこのれに基づく規則の規定並びに第6条第2項の規定により、許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければ

従わなければならない。

2 利用者は、第6条第1項の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し及び利用の中止)

第10条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき、若しくは災害その他特別な事由があるときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の中止によって利用者に生じた損害については、市は、その責を負わないものとする。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合においては、第6条第1項の許可を受けた者は、当該利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第11条第1項の規定は、適用しない。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める使用料の額を基準額とし、当該基準額の範囲内において指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めよ

ならない。

2 利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し及び利用の中止)

第10条 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反したとき、又は公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき及び災害その他特別な事由があるときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 許可の取り消し及び利用の中止を命じた際に損害を生じた場合には、市はその責を負わないものとする。

うとするときは、市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

5 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公告しなければならない。

6 第11条第2項、第12条及び前条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第11条第2項ただし書及び前条ただし書中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失によって会館又はその附属設備を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 略

(損害賠償)

第14条 利用者が故意又は過失によって会館又はその附属設備を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 略